

共通的・基盤的施策の推進

01 環境影響評価の推進

大きな開発事業など環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、その事業がどのような影響を与えるかを事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、県民や地方公共団体から広く環境に関する意見を聴き、これらを踏まえて、環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていくという制度です。

県では、これまで、道路や港、土地の区画整理、ゴルフ場、廃棄物最終処分場などの環境影響評価について、環境保全の立場から意見を述べています。



02 調査・研究、監視・測定等の推進

これまでの「環境保全センター」が、平成15年4月から「環境科学研究センター」として生まれ変わりました。最近の化学物質や地球温暖化、廃棄物などさまざまな問題に対応するため、これまでの大気や水質、土壌などの検査分析に加え、ダイオキシンや廃棄物の検査分析、自然環境に関する調査研究を行います。

また、環境学習・環境情報提供の拠点施設として、環境学習に関する相談、図書・ビデオの貸出、環境講座等各種事業を行うとともに、セミナー室や展示ホール等を開放し、県民各層の自主的環境保全活動を支援します。

03 施策の推進体制の整備

1 山形県環境基本条例

<p>4 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制等(第3章)</p> <p>(1) 県民等との連携体制の整備等(第33条)</p> <p>(2) 国及び他の地方公共団体との協力(第34条)</p>	<p>3 環境保全及び創造に関する基本的施策等(第2章)</p> <p>(1) 施策の基本方針(第9条)</p> <p>(2) 環境計画(第10条)</p> <p>(3) 年次報告(第11条)</p> <p>(4) 施策の制定等に当たっての配慮(第12条)</p> <p>(5) 環境影響評価の推進(第13条)</p> <p>(6) 環境の保全上の支障を防止するための規制の措置(第14条)</p> <p>(7) 環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置(第15条)</p> <p>(8) 化学物質の適性管理(第16条)</p> <p>(9) 環境の保全上の支障を防止するための施設の整備等の推進(第17条)</p> <p>(10) 水と緑の保全及び創造(第18条)</p> <p>(11) 野生動物の保護への配慮(第19条)</p> <p>(12) 景観の保全及び創造等(第20条)</p> <p>(13) 環境美化の推進(第21条)</p> <p>(14) 里山の環境保全の機能等の維持(第22条)</p> <p>(15) 環境保全型農業の促進(第23条)</p> <p>(16) 資源の循環的な利用等の促進(第24条)</p> <p>(17) エネルギーの効率的利用等の促進(第25条)</p> <p>(18) 調査及び研究の実施等(第26条)</p> <p>(19) 監視、測定等の体制の整備(第27条)</p> <p>(20) 環境への負荷の低減に資する産業の育成(第28条)</p> <p>(21) 地球環境への地球環境保全の推進(第29条)</p> <p>(22) 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等(第30条)</p> <p>(23) 民間団体等の環境保全活動の促進及び支援(第31条)</p> <p>(24) 情報の提供(第32条)</p>	<p>2 総則(第1章)</p> <p>(1) 目的(第1条) 現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与</p> <p>(2) 基本理念(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な環境の保全・創造と将来世代への継承 ● 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 ● 人と自然との共生の確保 ● 地球環境の積極的な推進 <p>(3) 各主体の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民の責務(第4条) ● 事業者の責務(第5条) ● 行政の責務(第6条) <p>(4) 法制上又は財政上の措置等(第8条)</p>	<p>1 条例制定の趣旨・指針(前文)</p> <p>本県の環境特性及び環境に関する認識を記述するとともに、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が協力しあい、環境保全及び創造に関する取組を進めることを決意</p>
---	---	--	--

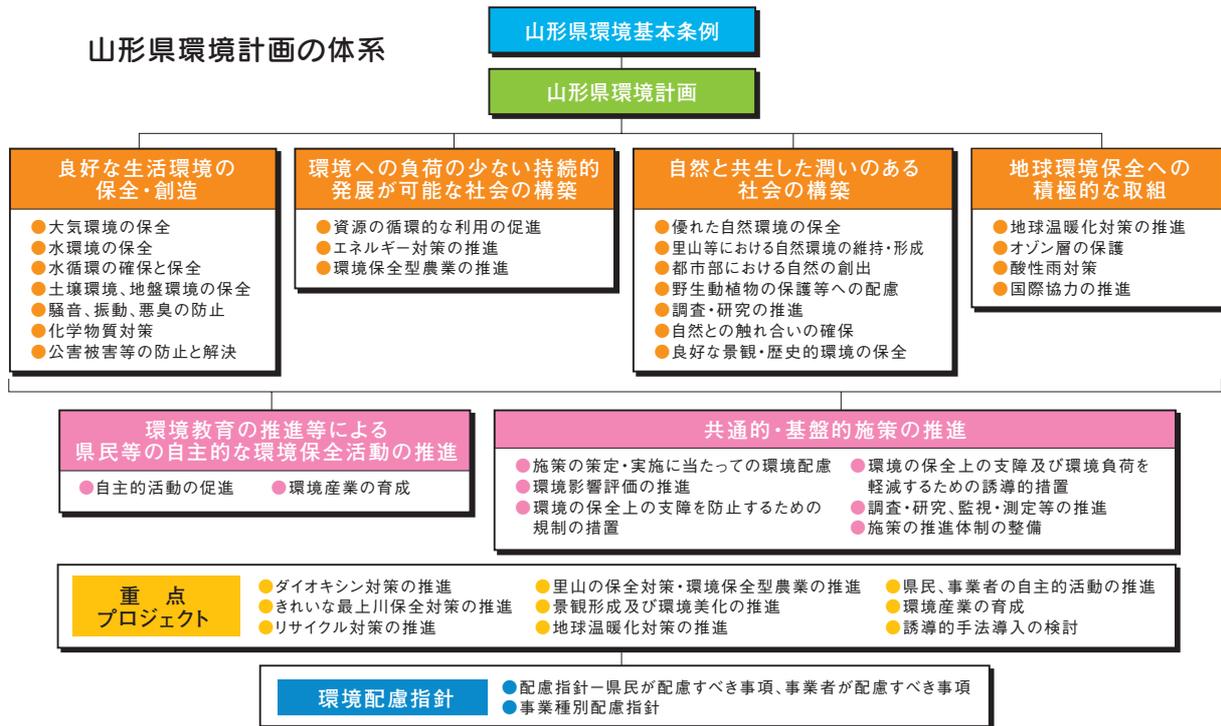
②山形県環境計画

県では、多様化する今日の環境問題に対処するため、平成11年3月に山形県環境基本条例を制定しました。

この条例の目指す目標である「持続的発展が可能で豊かで美しい山形県」の構築と、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画

的な推進を図るため、平成12年10月に山形県環境計画を策定し、この計画に基づき、さまざまな環境保全施策に取組んでいます。

また、この計画の進捗状況は「山形県環境白書」などで公表しています。



環境配慮指針は、県民生活や事業活動をより環境へ配慮したものへ変えていくための指針です。主に県民の日常生活や通常の事業活動において配慮すべき事項と、一定の事業者が配慮すべき事項の2つからなっています。

日常生活や通常の事業活動において配慮すべき事項の例

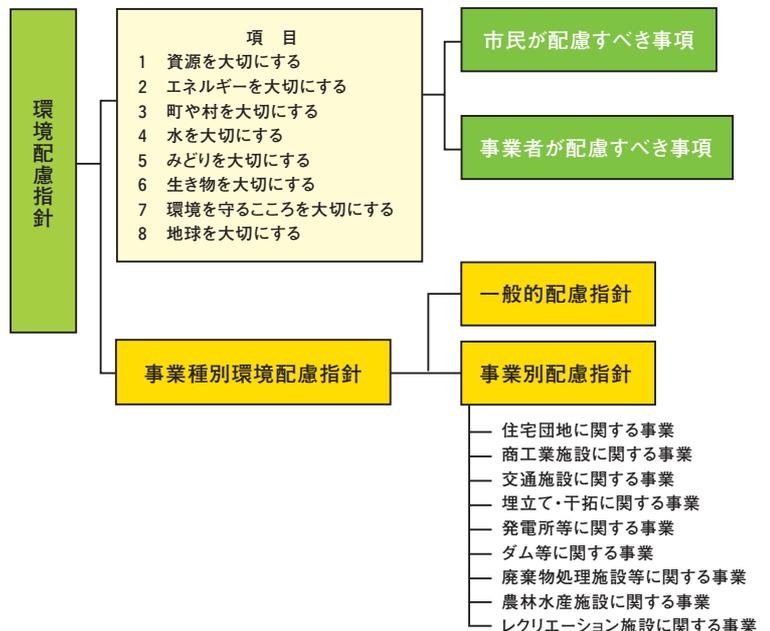
県民が配慮すべき事項

- 買い物袋を持参し、過剰包装は断る。
- ごみは定められた分別方法に従って、きちんと分別する。
- 空き瓶、空き缶等の容器包装の店頭回収、事業者回収に協力する。
- リサイクル製品やエコマーク製品等の利用に努める。

事業者が配慮すべき事項

- 会議等での配布資料の削減に努める。
- 買物袋持参を消費者に呼び掛ける。
- 環境保全に配慮した製品開発に努める。
- 事業活動に伴う資源ごみの回収、リサイクルの推進、適切な処理に努める。
- リサイクル製品や環境にやさしい製品等の利用販売に努める。

環境配慮指針の体系



③ 山形県環境マネジメントシステムの取組

県は、事業者として、環境保全活動を率先して行うため、平成14年2月に本庁舎、平成15年3月に最上総合支庁及び庄内総合支庁、平成16年2月に村山総合支庁及び置賜総合支庁において、環境マネジメントの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

環境方針

本県は、数多くの秀麗な山々、緑豊かなブナの天然林、母なる川最上川に代表される豊かな水など美しい自然に恵まれています。このような豊かで美しい環境から私たちは多くの恵みを受けてきました。

しかしながら、近年の大量生産・大量消費を基調とする社会経済活動の進展は、自然の生態系や身の回りの生活環境、さらには地球環境に大きな影響を及ぼしてきています。

このような今日の環境問題を解決し、豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、行政が十分に連携を取りながら、それぞれの立場で取り組みを進めることが重要です。

このため平成11年3月に、「良好な環境の保全・創造と将来世代への継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「人と自然との共生の確保」、「地球環境保全の積極的推進」を基本理念とする山形県環境基本条例を制定しました。

この基本理念の実現に向け、山形県は、県のシステムを環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながらあらゆる活動で環境への配慮を行います。

そのため、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

- (1) 地域と地球の環境を保全するため、山形県環境計画により環境の保全及び創造の施策を推進します。
- (2) 県は、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適性処理を図ります。
- (3) 県が発注する公共事業等の構想・計画から工事完了段階に至るまで、各段階に応じた環境配慮を行い環境負荷の低減に努めます。
- (4) 県が事務・事業を行うときは、環境配慮の視点を持ち、省エネルギー・省資源等に努めます。

平成13年10月1日

山形県知事 高橋 和雄

④ 山形県環境保全率先実行計画の推進

大規模な消費者、事業者の立場でもある県は、率先して環境保全活動を実行するために、「山形県環境保全率先実行計画」を策定しています。

この計画では、「資源・エネルギー利用の節約とリサイクルの推進」、「グリーン購入等の推進」、「公共建築物等の建築、管理に当たっての環境保全への配慮」、「環境保全に関する職員の意識向上」を4つの柱として、温室効果ガス総排出量等の削減などに取り組んでいます。

計画の期間 平成13年度から平成17年度までの5年間

計画の範囲 出先機関を含む全ての機関が、県の事務事業を対象に取り組んでいます。

目標 平成11年度の実績を基準にして、平成17年度までに削減する目標を定めています。

温室効果ガス総排出量 _____ 6%削減
 電気使用量 _____ 6%削減
 燃料使用量 _____ 6%削減
 水の使用量 _____ 6%削減
 用紙類の使用量 _____ 10%削減
 廃棄物排出量 _____ 10%削減

公害被害等の防止と解決

(1) 公害苦情の現況

平成14年度に県や市町村が新たに受け付けた公害苦情件数は884件で、平成13年度に比べ7件減少しました。被害の種類としては、うるさい、臭いなど感覚的・心理的被害が634件と約7割を占めています。

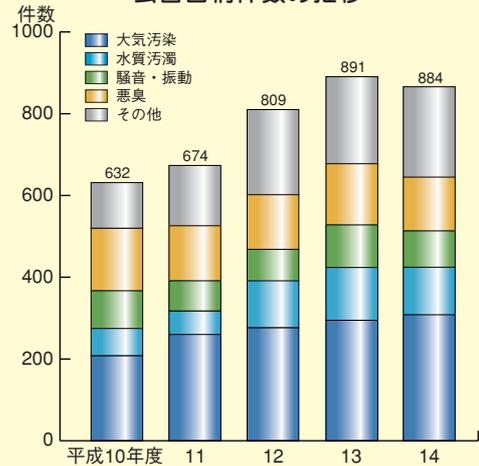
(2) 公害紛争及び公害苦情の処理体制

公害苦情については、第一には市町村で処理し、複数の市町村にまたがる場合などは県が処理することになっています。

公害紛争については、県が「公害審査会」を設置し、その処理にあたることとしています。

法律や条例の規制とは別に、住民等が事業者を相手に公害防止対策を取り決めた公害防止協定があり、平成14年度末での締結件数は274件で、公害発生の未然防止に大きな役割を果たしています。

公害苦情件数の推移



被害の種類別苦情件数

